

情報提供受付窓口について

事務局

I 窓口の開設

1 はじめに

第2回委員会（平成17年12月26日（月）開催）でのご審議を踏まえ、指定確認検査機関や特定行政庁、建築・不動産に関する業務の第一線で実務に携わっている方々をはじめ、幅広く、情報や意見等を受け付ける窓口を設けました。

2 開設日

平成17年12月28日（水）

3 提供を求めた情報

主として建築確認業務、建築設計業務、建設業、不動産業等に関係する者からの構造計算書偽装問題に関して、現行の検査・確認体制の改善に資する情報又は意見を求めています。

4 情報提供の方法

郵送、電話、ファックス、E-mail（国土交通省HPからの入力を含む。）

5 その他

詳細については、記者発表資料等（p.27～30）を参照

II これまでの受付件数（平成18年1月17日 21:00 現在。）

受付件数	90件	E-mail	75件
		郵送	3件
		電話	10件
		ファックス	2件

III 受け付けた情報の取扱いについて

提供された情報は、事務局において一定の整理を行ったうえ、委員会資料として配布いたします。

IV 意見の概要

※ 備考欄の数字は、「V 寄せられた意見」(p.7～)にある番号

1 確認審査、中間検査	備考
- 戸建ての建売住宅に関しても、審査の強化を求めます。 - 時間や費用が増えても、確認審査や中間検査などで、二重にチェックするシステムを導入すべき。また、罰則の強化も必要。 - 公共建築物の計画通知において、構造計算書の添付が不要な特例は廃止すべき。 - 中間・完了検査は、民間の機関では、建築基準適合判定資格者が行うが、自治体の検査では、有資格者である必要がないのはおかしい。 - 戸建て住宅などの小規模な建物について、構造図、構造計算書添付を省略できる現行制度は問題がある。 - 建築士は建築主に対して工事監理した内容を工事監理報告書として提出する義務があるが、この規定が適切に機能しているか疑問である。 - 市役所の建築主事であるが、職員は、意匠、構造、設備と幅広く審査を行っており、構造のエキスパートはいない。また、これまでの審査においては、近隣住民からの苦情を念頭に、集団規定に重点を置いていた。構造設計についての相当の実務経験がなければ、偽装を見抜くことは困難であると考える。 - 構造設計業務に関わっている者であるが、日々進歩する構造設計の実務を経験していないと、正確な確認検査は出来ないと思う。私の知っている検査機関は、民・官を問わず、法的判断は出来ても、工学的判断が出来ない方ばかりなので、構造設計のチェックという意味では、全く中身を見ていないのと同じ。 - 現状の建築確認制度は審査時に構造計算書の再計算を求めているのは問題である。現状の審査システムを作った国に第一責任があると自覚すべきである。 - エアバッグの性能がお客にもセールスマンにもわからないように、高度な技術手段により、国民の生命財産の保護を目的とする法は、地方分権になじまない。また、高度な技術手段を判断できない個人に自己責任はない。 - 単体規定を確認制度で行政が見ると言うことには、もう、建築	4 10 11 33 16 18 17 17 26 32 39 40 44

技術水準の高さから限界が来ています。また、建築基準法の最低基準をチェックする制度そのものをやめない限り、質を求めるインセンティブが働かないと考える。	
・ 建築確認の許認可制度における、官の権限と責任を明確にしていきたい。許認可はするが、責任は持たないという不条理を官が示すことのないよう、徹底的に改めていただきたい。	48
・ この問題は一部の道徳心のかけらもないゼネコンが引き起こした事件というよりも、日弁連が危惧していたように日本の建築業界に携わるシステムの甘さと、建築基準法違反で罰金50万円という微罪にしか問われない法整備の甘さが一番の問題点であると考え。したがって、国に猛省の上、謝罪していただき、早急な改善を要望する。	48
・ 下請け、孫受け企業の立場からは、審査に要する期間を延長することが必要。	49
・ 一級建築士の仕事には、建築確認というお墨付きが必要であるが、医師や弁護士、公認会計士は、手術などの仕事をするのに、いちいち役所のお墨付きは必要ない。	50
・ 現行の建築確認制度は、法が目的とするよりも遥かに大きい社会的期待度があり、この乖離を修整する制度改正をすべき。	53
・ 全ての建築物にルート3（保有水平耐力）による構造計算を義務付けるべき。	57 59

2 指定確認検査機関	備考
・ 全検査会社の役員技術員構成経歴を公表すべき。	3
・ 地方自治体や税の優遇措置がある財団法人の手数料が低いため、民間の機関は、手数料を低く抑えたしわ寄せがきている。	12
・ 財団法人の機関が、民間の機関と張り合い、経営規模を拡大しているのは問題。	13
・ 民間機関の制限業種からの出資を排除させる制限をとるべき。	14
・ 国土交通省は、叩きやすい民間だけを、建前で立ち入り検査して、自治体には、甘い対応が目立つ。	15
・ 監督官庁等の機関への査察を頻繁に行うべき。	27
・ 検査機関にて業務を行っている人が、構造計算の一貫計算プログラムに関してどれだけの知識と経験があるかが問われているの	30

ではと思います。 不正を見逃していた場合、民間検査機関の免許取り消し等厳正に対応すべき。	41
---	----

3 構造計算プログラム	備考
弊社のタイムスタンプや電子署名の技術を用いれば、改ざんの大きな抑止力になる。	36
各種建築図書の確認申請に「電子申請」を検討してはどうか。	37
役所には、構造のエキスパートはあまりいないので、プログラムの助けなしには審査は難しい。一貫の認定プログラムに共通フォーマットにてデータを書き出す機能をつければ、チェックできる。	42
ソフト認定の際に、より安全サイドでチェックするチェック用ソフトもセットで認定することを検討しては。	52

4 建築士資格等	備考
一級建築士に、構造計算書を見てもらったが、偽装を見抜けなかった。一級建築士の資格制度にも問題があると感じる。	1
建築設計料が低すぎるという点が、全く指摘されていない。今後の制度の見直しで、報酬に関する議論が置き去りにされたまま、建築家の責任ばかりが強化されることを危惧する。	2
現在の建築士試験は、構造や設備の問題が簡単すぎる。資格を意匠、構造、設備と分けるべき。また、大規模な建築物の設備は、建築設備士のみが設計できることとすべき。	19 20
建築士試験を以前より難易度を下げていると思われる。このままでは、偽装でなくとも知識不足から危険な建築物が生まれる。	21
建築基準適合判定資格者検定も、一級建築士を意匠、構造、設備にわけるという議論と同様に行うべきではないか。	22
構造技術者が少なかったことが問題。教育方法の見直しなどにより、建築構造技術者を増やす工夫が必要。	23
設計や工事監理業務の重要性について、一般市民の認識不足。設計や工事監理の仕事が市民権を得られるような仕組みづくりが必要。	43

・ 構造計算をする人や構造計算書を審査する人は、建築構造士の資格を要件とするべき。	45
---	----

5 設計と施工の関係	備考
・ 設計と施工は別会社が行うべき。一体的にやっているからチェック機構が働かない。	56 57
・ 設計段階で耐震強度1.0のものも、施工段階での変更や施工精度により、完成時には1.0を下回る。完了検査などの出口でのチェックが重要である。	57 59
・ 建築設計事務所にとっての事実上のクライアントは実際の施主ではなく、デベロッパーや建設会社という構造が根本的な問題であり、検査体制を厳しくしても、また、同じことがおこる。	60

6 分譲マンション、建売住宅の購入	備考
・ 購入前に一級建築士に構造計算書を見てもらったにもかかわらず、偽装を見抜けなかった。世の中では、「購入する前に専門家に見てもらえば、一目でわかったのに」と言われていますが、実際は、誰も偽造を見つけることが出来ませんでした。この事実を知って頂きたいと思います。	1
・ 建売住宅は、購入前に欠陥を防げる方法がなく、購入し欠陥を証明してから販売会社等を訴えるしかありません。にもかかわらず、購入者の責任であるというのはおかしいです。こんなしくみは、不動産ぐらいではないのでしょうか？	4
・ マンション購入者にも自己責任があるかのような発言があるが、行政や構造のプロでも強度計算の結果の指数が一致しなかったり、異なった構造計算ソフト使用によっては結果に相違が生じると言われている中、確認審査を通過した物件について素人の購入者が個人でどのように自己責任を果たせるのか。	9
・ マンションの買主が、最終版の構造計算書を手にとることすら制度的に担保されていないのは問題である。 (売主には、企業秘密を理由に引渡しを拒まれた。また、確認検査機関にある設計図書を、買主が閲覧や複写を行うことも困難である。ようやく構造計算書を手にしたが、建築確認時点と変	46

更がないかどうかを調べようにもできない。)	
・ 売主、施工者、設計者、建築確認をした自治体、優良物件と判断した住宅金融公庫に責任があり、住民に責任はないと考える。	48
・ マンション購入契約を結んだ者だが、偽装事件のさなか、自ら安全を確認して安心して住みたいという切なる希望があり、詳細な構造計算書や現場の確認を求めたが、売主の誠に不誠実な対応がある。耐震強度に対する不安が募ります。	51
・ マンションを購入したが、施工写真を今後も見ることができるか不安。役所や関係機関に、建設中の厳しい監査をやってもらいたい。	54

7 被害者支援	備考
・ 分譲マンションにだけ、税金を投入するのはおかしい。	5他
・ 税金投入に関して、国民に不満があるのは、国がその責任を明確にして、住民に謝罪を行っていないからと考える。	48
・ 被害者のストレスは深刻である。国、行政、確認機関、金融機関、保険会社、建設業者らが、責任の有無を言及することに止まり、十分な措置を怠ることは、1日ごとに被害者の傷を広げる罪悪です。一刻も早く、目処の立つ支援、または支援保障がなされる事が今ある被害を最小に留める為急務です。	55

8 その他	備考
・ 偽装や改ざん以外に、構造の基礎知識が欠落していることを背景として、構造設計上のモデル化の問題が多い。	25
・ 今回の事件は氷山の一角との報道がある。建て替えが必要な物件を精査する必要がある。	35
・ 隣接地のマンション建設工事で被害が生じた。法改正においては、周辺住民への補償についても反映すべき、また、行政は、近隣住民の苦情があれば現場を見て確認することも反映すべき。	38
・ 基礎工事の際、埋設物撤去のため工期が4ヶ月遅延したが、耐震偽装の報道に接し、実際は何が行われていたか不安。	47

V 寄せられた意見

注1： 下線部分は、プライバシー等に配慮し変更した部分です。

注2： 「意見等の内容」は、情報提供者の意見等を記述したもので、その内容は、本調査委員会や国土交通省の見解を示すものではありません。

No.	属性	意見等の内容	備考
1	匿名 連絡先あり	構造計算書偽造のマンションに住んでおります。業界関係者ではありませんが、購入者として、意見を言わせてください。 私は、購入する前に、住宅問題専門の1級建築士の方に図面と部屋の中を見てもらいました。その結果、「構造に問題ありません」という書面の回答を頂きました。うちのマンション住人の、かなりの人数が専門家に見てもらっています。中には、40万円支払って、構造計算書も見てもらっています。それなのに、1級建築士の誰もが、気がつきませんでした。 世の中では、「購入する前に専門家に見てもらえば、一目でわかったのに」と言われていますが、実際は、誰も偽造を見つけないことが出来ませんでした。この事実を知って頂きたいと思います。 1級建築士といえども、構造計算書を見る能力が必ずしもあるとは言えないという事を実感しました。 1級建築士の資格制度にも問題があるのではないのでしょうか？	
2	氏名あり 連絡先あり 設計事務所勤務	今回の問題は、多くの要因で起こった事件ですが、その一つに、建築設計料が低すぎるという点が、まったく指摘されていないと思います。 (個人名)氏が吐露しているように、生活もままならないほどの建築家の立場の弱さと報酬実態があり、世間にはまったく知られていないので、今回の事件を契機として見直すことも併せて行って貰わねば、建築家の責任ばかりが見直し強化され、報酬が伴わないこととなります。 それだけでなく多くの新たな規制業務やコストダウンのための追加業務ばかりが増えている状況のなかで、建築家という職業が誇り以外には何も成り立たなくなっています。 苦境でも正しく誇りを持って仕事をしている建築家のありようを、世間に認識して頂きたく宜しくお願い致します。	
3	氏名あり 連絡先あり	個人情報秘匿と安全は二律背反で、小学生を守るのには村内のいやらしい監視です。命あつての自由です。 ここ三十年建設業登録、許可の申請書閲覧で得られる役員技術者の履歴情報は減じています。公人度と個人情報暴露度が平行しなければ、今回事例に至ります。良い天下り出向に透明性を伴わせるには、ネット上での学歴職歴等関的拘束要素最大限公開を義務付けるべきです。現場経験無し元建築主事が民間検査会社に天下るのなら、役員は大株主住宅会社からの出向かもしれません。 現存全検査会社の役員技術員構成経歴を公表してください。 下請けから元請への紙上成果物の納入はFD、CDを伴います。DVDなら作図過程まで含ませ得るでしょう。 受け手に対応ソフトを持てばトレス再計算可能です。 地域地震係数は法定ですので、物件所在地の入力表示を介して入力するなら今回事案は在り得ません。国外向け計算である事の表示が全頁に印字されないソフトは、五割でなくとも、九割程度の偽造を可能とする意図を持つ悪魔のソフトです。安全率を齧る、これを求める業界も同罪です。	
4	匿名 連絡先なし	戸建の建売住宅に関しても、審査の強化を求めます。 建ってしまったからでは、購入者側のチェックは不可能です。 現状の建築審査は、建ぺい率等の審査しかなく、欠陥住宅についての防御にはならないと思います。 基礎等は、写真でも大丈夫とのことですが、今回の偽装事件の(法人名)社長の発言にあったとおり、写真での偽装は簡単です。 耐震性は、設計だけで防げるものではありません。	

		実際の施工、特に基礎や地盤が重要と思いますが、配筋やコンクリート、また擁壁のつくりなどのチェックがあまりに脆弱と思います。 耐震性において、何が原因となるのかを考えてから、法律を作成しなければ、無意味であるとかんじます。 机上の審査が通れば国は関係なく、民間の問題であるというのなら、設計審査は不要であり、法律だけがあればよいということになります。 国の役割が「地震等があっても、最小限の被害とし、国民を守る」という目的であるならば、「できあがった建物が、最終的に耐震性をもった建物であるかどうかをチェックする義務」があるのではないのでしょうか？ 今回、国がマンション住民を支援するのであれば、他の欠陥住宅で悩んでいる人達にも支援するべきと思います。 実際、私は1年、戸建を探していますが、耐震性に重要な箇所に問題があり、確認申請もそのままという物件が多数あり、現在も家が購入できずにいます。施工会社、不動産会社、行政、すべてに相談してみましたが、なんの解決にもなりませんでした。 施工会社、不動産会社は、他に購入する人がいるからよい、といった対応です。（大手でも同じです） 行政は、担当の方は親切に対応してくださいましたが、「法律がそうになっていないので、施工がおかしくても強制指導まではできない。業者のほうからは、民間に口を出すなどいわれる。業者に頼むしかない。」とおっしゃっていました。 結局、建売に関して購入前にできることはなく、購入し欠陥を証明してから販売会社等を訴えるか、購入を見送るしかありません。 1年間購入出来ないことから分かっていただけだと思いますが、戸建の建売の欠陥住宅の数は、マンション以上と思います。 購入前に欠陥を防げる方法がないのに、購入者の責任であるというのはおかしいです。こんなしくみは、不動産ぐらいではないのでしょうか？ 法律の整備をお願いします。	
5	氏名あり 連絡先あり	今回の耐震偽装問題は、原因を徹底的に突き止め解明する事が今後の為になるのではないかと。 また、今回の件で分譲マンションだけ税金を投入するのは、おかしいと思う、投入するのであれば全部（ホテル・分譲・賃貸マンション）に使わないと不公平であり、国民は納得できない、みんな公平に、リスクを負うべきだと思う。 このような、常識な判断ができないのはおかしい。	
6	匿名 連絡先なし	今回の件で、分譲マンションだけ税金を投入するのは、常識が無さ過ぎる、安く分譲マンションを買っているのだからリスクは必ずあるはず。 投入するのであれば、偽装のあった物件全部に投入すべきではないか、分譲マンションの方にも、リスクを負ってもらわないと到底納得できない。	
7	匿名 連絡先なし	今回の偽装は、建築士・建築業者はもちろんの事、検査機関がしっかりしていればこんな事にはならなかった、誰でも偽装は見抜けないと（法人名）の方は言っていたが、それだったら検査機関は要らない、高額な金をもらっているのだから見抜けなかったでは済まされない、何等かのリスクを負う責任がある。 また、分譲マンションにだけ税金を投入するのは、おかしいと思う、みんなリスクを負って買ったり、建てたりしているのだから、分譲マンションだけリスクが軽いのは、納得できない、納税者を馬鹿にしないでもらいたい。	
8	匿名 連絡先なし	（法人名）の（個人名）社長が偽装を見抜くのは、何処でも困難であると発言しているが、何の為の検査機関か、何を審査して高い金をもらっているのか、ただ印鑑の受付だけなら、検査機関など要らないのでは無いか。 今回の、税金の投入で分譲マンションの人達だけ、手厚い優遇を受けるのはおかしい、他にも、賃貸マンション・ホテルなどの経営者などにも税金を投入すべきではないか、不公平すぎる皆、自己責任で分譲を買ったり、ホテル・賃貸マンションを建てたりしているので、皆公平に扱うべき。 国民の意見を聞いて、良識ある公平な判断を	
9	氏名あり	耐震強度偽装問題において以下の点をお聞かせ願いたく思います。 1. 国費投入に至った根拠 2. 1において強度0.5である根拠	

	連絡先あり	3. 一部の政治家の中にはマンション購入者にも自己責任があるかのような発言がありますが、行政や構造のプロでも強度計算の結果の指数が一致しなかったり、異なった構造計算ソフト使用によっては結果に相違が生じると言われている中確認審査を通過した物件について素人の購入者が個人でどのように自己責任を果たせるのかお聞かせ願いたい。	
10	匿名 連絡先なし	今回の構造計算書偽装問題において検査機関による検査が機能していないことが最大の問題だと思います。行政による検査も含め検査機関に能力がないことは明らかです。 ここで提案です。建築確認申請等を行なう構造専門の一級建築士を全員登録させ行政が管理し、提出された書類を建築主、施工会社、設計事務所、設計士、物件名、所在地等が判らないようにして、無作為に選ばれた2名の一級建築士に検査させる。偽装等があった場合の罰則を現行以上に厳しくし、偽装を見抜けなかった建築士も例えば1年間業務停止等の処分を課す。従って建築確認申請にかかる費用を現行の少なくとも3倍以上に設定する必要があります。構造に関わる業務そのものを重くするシステムを構築することが大切と思われます。 さらに、以前から問題となっている手抜き工事を防ぐ目的で中間や完成時等の現場検査も委託を受けた検査機関以外の検査機関を行政が無作為で選定し、二重にチェックさせることも必要であると思われます。検査業務にかかる費用は高くなってもよいと思います。また、建築確認申請に時間はかかっても仕方ないと思います。本当に優秀な構造専門の設計士が担当すれば時間の短縮は期待され、構造専門の設計士が適正に評価されていくと思われます。費用は基本的に建築主に負担させればよいし、行政側も税金を財源に厳しく対応すべきです。今回のように結果的には膨大な税金が投入されるよりましです。 都内在住の医師より	
11	匿名 連絡先なし	国及び特定行政庁が建築主である公共建築物の確認事務は、建築基準法第18条第2項に定める「計画通知」において、構造計算書の添付がありません。一般建築物よりも不特定多数が利用する公共建築物に対する審査は、行政から外注された建築（構造）事務所の計算書が第三者の審査なく、審査能力のない自治体職員のチェックのみです。この特例制度は以前から、疑問と不安を覚えます。この特例は廃止すべきです。	
12	匿名 連絡先なし	民間に開放された確認事務であるが、手数料の不公平感が、甚だしい。株式会社の民間確認検査機関は、当然、採算ベースの価格を自由に設定できるが、同じ確認事務を行っている、「自治体」「財団法人」は、税の優遇（税金の投入）によって、適正な手数料を徴収する必要がないのか、「自治体」「財団法人」と民間との価格差は2倍以上あり、とても不公平な民間開放と言えます。そのため、民間が適正価格を低く抑えるためのしわ寄せがきています。	
13	匿名 連絡先なし	民間確認検査機関で特に「財団法人」の確認業務が不適切であると考えます。本来財団法人は、営利を目的とする業務は、控えるべきだと思います。税の優遇措置を受けながら、株式会社の民間確認検査機関と張り合うかのような財団法人が存在しています。具体的には、「財団法人（法人名）」などは、民間に対抗して、建物の規模や支店の開設を、競っていますが、地元の建築士からも反感をかっています。今一度「財団法人」の確認業務の問題を整理して頂けないでしょうか。	
14	匿名 連絡先なし	民間確認検査機関への制限業種から出資を排除させる制限をするべきと考えます。多くの機関で、出資を受けた企業（住宅関連会社や住宅メーカー）の確認業務をしております。この構造は、審査機関としては、不自然で出資企業に対する甘い審査に繋がりがかねません。是非、見直さなければならない制限だと思っています。	
15	匿名 連絡先なし	今回民間の確認検査機関に、厳しいばかりの国土交通省の対応が気になります。なぜ、自治体の確認業務には、未だ「性善説」が、まかりとおるのでしょうか。自治体の方が、不適切な確認事務をやっていることは、建築士の周知の事実であるし、国土交通省もわかっているのに、叩きやすい民間だけを、建前で立入検査して、自治体には、甘い対応が目立つ。遺憾です。	
16	匿名	中間・完了検査は、指定確認検査機関は、建築基準適合判定資格者が、行いますが、自治体の検査では、建築主事が任命した吏員が行いますが、この吏員には、	

	連絡先なし	一級建築士や建築基準適合判定資格者等の有資格者でない場合が多い。能力が不足している無資格が検査を行っているのは、如何なものか？是非、法規制を強化すべきである。	
17	氏名あり 連絡先あり	今回の情報窓口の開設にあたり、一言情報提供、意見させて頂きます。少しでもお役にたてば幸いです。どうぞ宜しくお願いいたします。 【意見1】確認の特例制度、特定行政庁の規則に基づく添付図書の省略について 建築基準法第6条第1項第2号又は3号の建築物は、構造計算をする必要がありますが、多くの特定行政庁は規則により、小規模な建築物や設計者の資格区分に応じて構造計算書、構造図等の添付を省略する規定を設けているようです。また、法第6条第1項第4号の建築物は、確認の特例制度により多くの規定が審査免除が受けられます。これは、審査窓口としては、確認申請を法定処理期限内に処理するには大変有効であると思われますが、設計者には悪影響があるのではないかと感じています。つまり、設計者は確認の特例を受ける建築物について、確認申請に要する図面等だけを作成し、特例にあたる規定は殆ど検討していないという事です。そして、図面も無い状況で適切な工事監理もできず、欠陥住宅を生む一因となっているのではないかと感じています。また、構造計算書の添付が規則で免除される事をよい事に、検討をしていないケースさえあります。 このような問題に対処するには、確認の特例等の制度や規則による添付図書の省略、また確認申請の法定処理期間の見直しを行い、適切な設計や工事監理が実施されている事を明確にする義務を設計者に負わせるべきと考えます。マンションの耐震偽装にかぎらず、小規模な建築物であっても国民に不安を感じさせないようにして頂きたいと思います。 【意見2】建築士の工事監理について 建築士は建築主に対して工事監理した内容を工事監理報告書として提出する義務があるはずですが、この規定は適切に機能しているのでしょうか？社会的に工事監理という建築士の業務が適切に評価されていないのは、そのせいではないでしょうか？ 確認申請では偽装がない件でも、建築工事が適切に実施された事はどのように評価されるのか疑問です。工事完成時の検査には限界があると思われますので、現在の中間検査制度を拡充する必要があるのではないのでしょうか？ また、構造規定にかぎらず、例えば、防火構造など市街地の防災対策上必要な措置は、適切に実施されているのでしょうか？構造規定以外の観点からも、確認申請制度の検証を実施して頂きたいと思います。	
18	匿名 連絡先あり	指定確認検査機関が確認検査を行う場合には、法77条の24により確認検査員に実施させねばならないとしている。 一方、特定行政庁が行う検査は建築主事が委任すれば、市町村若しくは都道府県の吏員が実施できる。 これは、行政職員であれば建築士の資格がなくても、まして実務経験の浅いものですら、現場の立ち入り検査が出来ることとしているものである。こんな行政に検査をまかせてよいのか疑問である。指定確認検査機関に頼めば、実務経験豊富な人材により、総合的に検査を実施してもらえるため、監理者は安心できる。	
19	匿名 連絡先なし	現在の建築士試験は、意匠設計者のための試験内容である。	
20	匿名 連絡先なし	現在の建築士試験では、構造や設備の問題が簡単すぎるので、意匠設計者にとって構造や設備の基礎の基礎をしっているかを確認する試験内容となっている。 今後の建築士試験は、意匠、構造、設備を分けるべきと考える。 設備に関しては、建築設備士という国家資格があるので、例えば、2000㎡以上の建築物の設備は、建築設備士が設計しなくてはいけないとすべきである。	
21	匿名 連絡先なし	現在、国土交通省は、建築士試験を以前より難易度を下げていると思われる。試験問題の内容や合格率からである。 学科試験において、H15以前は、10%台の合格率がここ2年間、25%と上げているし、問題は以前と比べて簡単になっている。特に構造計算の問題は年々簡単に解ける問題となっている。製図試験を含めた総合の合格率も徐々に上がっ	

		ている。 議事録を見ると委員からも欠陥住宅の指摘もあったが、このままでは、偽装でなくとも、知識の少ない一級建築士が増え、知識のなさから危険な建築物を生み出すこととなる。 建築士試験や建築士制度は建築行政の基本であり、国土交通省はこの点から、建築物への安全性への認識が薄いと思われる。 佐藤事務次官が、一級建築士は今回の偽装が見抜ける知識を持つことが必要と発言されたと聞きましたが、このような難易度の低い建築士試験を行ってはいは、とても発言の内容を実現することはできません。	
22	匿名 連絡先 なし	現在の建築基準適合判定資格者検定で、意匠、構造、設備の確認ができるというのも、一級建築士がオールマイティであるというのと同じことではないか、と考える。 建築基準適合判定資格者検定も、一級建築士を意匠、構造、設備にわけるとい議論と同様に行うべきではないか。 既存の一級建築士や建築基準適合判定資格者の権限を今から制限するのは難しいだろうから、既存の一級建築士や建築基準適合判定資格者には講習などで知識を補うとして、今後、試験や資格制度を上記のようにすることを考えるべきではないか。	
23	匿名 連絡先 なし	今回の偽装事件が起こり、被害が広がった原因の一つに、構造技術者の少ないことが挙げられると考える。 構造技術者が少ないことから特定行政庁や民間検査機関での偽装の見破りが遅れたものとする。 今後、建築構造の教育方法なども見直して、建築構造技術者を増やす工夫が必要ではないか。	
24	匿名 連絡先 なし	(地名)で電気設備の設計をしている者です 建築の専門でもない私みたいな電気設備の設計担当でも配筋がおかしいと判るような建築に対して施工主に対して全責任を持たせるべき！ 何故、それをせず税金でかたを付けようとするのか 今回の国土交通省の考えには当方が加盟してる(団体名)の会議でもおかしいとの意見が集中した 是非、税金投入の案件は考え直してほしい！ (地名)では地震がありました、(地名等)の住民はまだ仮設住宅で正月を過ごしている マンションの住民に対しては手厚過ぎる！ 不公平感をすごく感じる。	
25	氏名 あり 連絡先 あり	耐震偽装そのものではありませんが、構造設計上の問題解決の方策として提案いたします。 問題点：改ざんおよび偽装以外の構造設計上の問題（モデル化の問題が多い。） 近年の構造設計および計算において構造の基礎知識がかなり欠落しているように感じられます。以下に項目を列記し、具体例を解説します。 1 塔屋は荷重のみ最上階に加算するが、塔屋のフレームは無視する。 (以下略)	
26	匿名 連絡先 あり	私は某市で建築主事をしています。本市では構造係や構造担当などはありません。係員が一つの物件に対して意匠、構造、設備の全てを幅広く審査を行っています。したがって、構造のエキスパートや設備のエキスパートはいません。私も係員の時代から意匠、構造、設備の全てを審査してまいりました。審査に重きを置くのは、近隣住民からの苦情を出来る限りなくするために集団規定が中心となります。私も「性善説」で審査をしてまいりましたので構造計算書で偽装などありえないと思っていましたし、法令の審査期間である21日では到底審査できるものではありません。構造計算の審査は学校で習った構造計算や参考書で独学などでは実際のところ通用しません。(個人名等)が国会の証人喚問で「プロが見ればわかります」と証言されましたが、確認申請の審査だけを行っている者では分らないと思います。構造設計の実務の経験があるものが審査をしなければならいと考えます。特定行政庁では、構造設計の実務はできないので、今後特定行政庁で構造審査を行うのであれば、地方公共団体の人事部局が建築の世界をよく知	

		り、建築の分野ごとの採用も考えるべきであると考えます。また、都道府県レベルで建築の研修センターなどを創出し地方公共団体の職員や指定確認検査機関の社員などの技術者の知識の向上を図るべきではないかと考えます。確認申請には、今後構造計算が省かれ、構造計算の専門機関が審査を行うなどの検討がなされるのであっても、市民の相談窓口は第一に特定行政庁であって、特定行政庁の職員がアドバイスできるだけの知識を養っておく必要もあります。	
27	匿名 連絡先あり	私は、地方の確認検査機関に勤めるものです。 現在の会社に勤める前は、ある企業の建築部門で15年間工事監理を主業務に行っていました。当時は、確認申請添付図面より多い、設計図書に基づいて工事監理を行っていたので、構造計算書の再チェックはしないにしても、構造計算書の部材表と構造図の整合性のチェックを行ったり、工事内訳書の数量と標準的な単位数量の比較を行い、多・少の違いの原因を把握した上で業務を遂行していました。 今回の事件も、工事監理業務が、正確に行われていれば被害をもっと少なくすることができたのではないかなど感じています。ただ、確認検査業務の中から、偽装を発見することは不可能ではないかと思います。 建築士・確認検査制度の信頼を回復するため以下に今後の要望をしたいと思います。 〈要 望〉 ・ 建築士の更新制度と減点方式を採用し、代願建築士の排除を行う。例えば、代願のみを業務として行っていて、申請書中の代理人欄にも名前が出てこない設計者は減点を行い、持ち点が0 になって時点で免許停止等の処分を行う。 ・ 申請建築物に携わる申請者、代理者、設計者、確認検査機関、施工者、工事監理者それぞれの責任を明確にする。 ・ 監督官庁等の確認検査機関への査察を頻繁に行う。定期査察を1 回/年を確実にを行い不定期の抜打ち査察を頻繁に行うようにする。(参考は労働基準監督署の抜打ち現場パトロール) ・ 法定中間検査の外に、申請者の希望時期に検査を行える制度の制定。 ・ 確認検査員の質の向上。関係機関・団体による実務研修会の開催。 ・ 工事監理者の重要性をもっとアピールし、工事監理専門員を養成してもいいのではないか。 以上	
28	氏名あり 連絡先あり 経営コンサルタント	耐震偽装問題を解決する新しい建築審査制度 経営コンサルタント (個人名) (前略) 提案する新しい建築審査制度の特色は以下のとおりです。 1 独立審査法人を設立する。 2 全国を九ブロックに分け、審査申請件数に応じ、一法人以上を設置する。 3 建築物の規模により二分割し、担当窓口を決定する。 4 建築審査士制度を新設する。 5 建築審査士の地位を確立する。 6 審査手法、ノウハウを確立し、敷延する。 7 審査料の公定化 以上が新しい建築審査制度のセールスポイントです。 (後略)	
29	匿名 連絡先なし	私の父は、某行政庁で元建築行政のTopの役職についておりました(現在は他界しております)。父は高校で土木系の学科に属しており、そのまま行政庁に入庁し、上まで上り詰めたヒトでした。 彼が良く口にした言葉は、結局大手ゼネコンは建築や土木のイロハを知っている人間が殆ど存在せず、実務的には下請けや孫請の技量によって品質が全く変わってくると言っていました。そのせいか彼は、大手ゼネコンよりも、どの下請けや孫請が落札するかを非常に気にしていました。 そんな中で、今回の耐震偽装の問題が出てきました(実は私も被害者です。)が、やはりゼネコン並びに元請は全く、私の父が生きていた当時と体質が変わらない事を改めて認識できました。悪しき公共工事主体の国富政策を取ってきた政治や業界団体の体質や癒着。 表向きの政治は変わったとしても、旧態依然とした日本は、今回の事件で本当に	

		自浄できるのでしょうか？ ゼネコンの名義貸しの件で、(法人名)は、責任はないと言っていますが、そんな発言をするのであれば、税金を投入した国民として、税金の返還訴訟請求を起こしたいくらいです。	
30	氏名記載あり 連絡先あり	検査機関にて業務を行っている人が、構造計算の一貫計算プログラムに関してどれだけの知識と経験があるかが、問われるのではと思います。	
31	匿名 連絡先なし	今回の問題は、大変重要な問題である為、徹底的に原因を突き止め今後このような事が起こらないようにして欲しい。また、補償問題については、業者と当事者の問題であり国が出てくること事態不自然、他の問題は、腰が重いのにこの問題だけ対応が早いのはおかしいし、何か裏があるのではないかと思ってしまう、分譲マンションだけ税金投入は納得ができないし、使う事事態おかしい	
32	匿名 連絡先なし	私は某大学工学部建築学科を卒業後、構造設計事務所で17年仕事しています。建物の構造設計・耐震診断を高層低層物件問わず、年間平均20物件以上、現在までに300～400物件を経験しています。 但し、私は一級建築士の資格は有りません。 管理建築士の下で、業務を行っています。 実務経験・技術力を正しく評価する制度が求められると思います。 一級建築士という資格は全ての設計を任せられる人間に与えるべきで、それぞれ専門の資格があればよいと思います。(意匠建築士・構造建築士・設備建築士、全ての資格を有するものが一級建築士となるとか。) その上で、設計者・専門技術者の2重チェック、確認機関のチェック、現場でのチェックがあれば今回のような事件は無くなるでしょう。 また、官・民・社団法人日本建築構造技術者協会の建築構造士、問わず、チェックする者が、日々進歩する”構造設計の実務”を経験していないと、正確な確認検査は出来ないと思います。 私の知っている検査機関は民・官問わず、法的判断は出来ても、工学的判断が出来ない方ばかりなので、構造設計のチェックという意味では全く中身を見ていないのと同じことと思えます。	
33	匿名 連絡先なし	昭和28年11月16日第67号の2「建築基準法第18条に規定する国の建築物の場合の取扱方法の改正について」(最終改正：平成11年4月28日住指発第208号)において、「計画通知」の様式として、不特定多数の利用する公共建築物の建築確認申請書類に、構造関連の書類が不要です。この通達の廃止を提案します。不特定が利用する建物である公共建築物に、建築主事の構造計算審査がないのは、まったく可笑しい制度と言わざるおえない。行政の設計だからと言っても、実状は、外注の民間の建築士の設計であることが、ほとんどである。行政だから構造計算の審査が省略できるこの制度は、廃止すべきである。	
34	匿名 連絡先なし	耐震偽装問題で、ホテルや賃貸マンションが改修費(税金)補助の対象にならないのは、おかしい、補助を出すのであれば全部対象にしないと不公平である、良く考えてください税金ですよ。分譲マンションの方は、市場価格より安く買っているはずですが、負担が少なく済むのは、到底納得できません。	
35	氏名あり 連絡先あり	今朝の日経新聞では、国交省次官が、建替え請求権を国で買い取ると言ったそうですが、結局これは、国民負担となります。日経アーキテクチャの調査では、構造事務所の45%が、今回の事件は、氷山の一角と言っている。もし、日本中の物を見直せば、どの位の建物が建替えになるか分かって言っているのかなと思う。私も、審査に少し関係し、確認申請の作業限界も分かります。行政もことなかれ主義でなく、本当に建替える必要のあるレベルを、基準法違反という基準のみで責任回避するのではなく、現実に重危険建物～軽危険建物などと評価を細かく分けて自治体などの非専門家に説明すべきではないでしょうか。その上で、退去命令の必要な物を限定する。	
36	氏名あり	構造計算書偽装問題の調査に関するご活動大変お疲れ様です。 本件について、弊社も重大な社会問題として認識しており以下のとおり情報及び	

	連絡先あり	意見を送らせていただきます。 (中略) 以上、勝手ながら一意見としてご参考にしていただければ幸いです。 ※弊社はタイムスタンプのサービス事業者ですが、前年度にe-文書法の検討の中で、タイムスタンプだけでなく電子署名や電子文書のセキュリティ全般において様々なガイドラインの検討策定に参加してまいりました。 本件においても、もしそれら情報セキュリティ関連の技術動向、市場動向などが必要でしたら是非ともお声がけください。	
37	氏名あり 連絡先あり	私は新築マンションのオーナーです。 今回の(個人名)問題報道を見聞きし、不思議に思った事は「現在の技術情報時代」に於いて「国交省」認定の構造計算書が解りにくい図書で構成されていることを初めて知り驚いています。 (1級建築士が見抜けない構造計算書とは・・・) そこで提案ですが、各種建築図書の確認申請に「電子申請」を検討してはいかがでしょうか。 建築確認申請書に添付データとして、DVDメディアなどに「構造計算の条件データやキャドデータ、構造計算結果の表データを納め」(フォーマットは国交省任意指定)、各検査機関はこのデータを読み取り、スピード審査に利用する時代ではないでしょうか。 私は退職前は「農業土木工事費積算」システムを作成開発運用していましたので、構造計算等の自動検査プログラムは「場合分け」さえ明確に規定すれば、比較的簡単に自動チェックが可能であることを知っています。 1. 建築や力学が全く解らない人がプログラムを操作することが可能です。(検査リストの判断は知識が必要) 2. 但し、「自動検査プログラム」はコンパイラ等でよく使われるC言語等の高度な言語処理技術が必要です。 3. 計算データと申請図書との整合性も暗号化技術を使って申請者の悪意を持った意図を事前に知ることさえ可能です。 民間の検査機関を活用するのであれば、このような効率的な検査方法を早急に確立する必要があると思われます。 国が認定した検査機関の確認業務は、電子時代に相応しい環境を早急に確立して、スピーディーな検査態勢と環境を構築して頂きたくメールいたします。	
38	氏名あり 連絡先あり	初めまして(個人名)と申します。 現行の検査・確認体制の改善のついての意見として私が実際に体験している問題を述べさせていただきます。 それは行政が行う建築確認のずさんさについてです。 実は私の住まいの隣接地でマンション建設がありました。分譲マンションでこれから販売開始の状態です。 建築確認に伴う完了の検査は区(今回(物件名等)関係しているところ)で行い、そのマンション自体には検査が通りました。 ところがそのマンション工事では周辺住民の建物及び土地に大きな地盤沈下を起こしているのです。ゼネコンは周辺住民には十分な説明や補償を行わずに建築主にマンションを引き渡しました。 住民の一人が先ほど記載した完了の検査の前に区に相談に行き「周辺の建物及び区が所有する道路にも土地の沈下が見られるので困っている」と相談に行ったところ区の担当者は「こちらでそのようなことを言われても困る。完了の検査も測量士の計測は行わずにメジャーで計測をする程度でだいたいあっていればあと書類がそろっていれば下ろさざるを得ない」と突き返されたそうです。 また建築紛争などの問題でお困りでしたらそのような部署もありますが調停員がただ話を聞く程度になってしまいますので直接相手方と話してください。との対応です。 近隣住民ではどうしてこのような物件が建築確認を通過したのか、区も事前の相談があるにもかかわらずどうして周辺住民の声を聞かないのか納得がいきません。 そもそも建築確認とは何を検査し私どものケースの場合一切区としては関係ない立場なののでしょうか。 また区の部署のところでも建築指導課というところがあるようですがここも全く関係ないということになりますか？	

		構造計算書偽装問題では被害者は分譲マンションの買い主であります。ゼネコンの工事の影響で周辺住民に被害が及んだ場合などのケースは私ども以外にも多いと思います。建築基準法で補償などについては一切記載されていないようですが改正を行うのであれば施工業者がきちんと補償を行わなければならないことやまた行政も確認の時点で問題があればいつでも工事を止めさせたり近隣住民から苦情が来たらきちんと出向いて現場を見て確認をする。 建物が手抜き工事されていないか完成時に鉄筋の本数や梁の太さ等調べれば簡単に分かることだと思います。最低限それらを行っても良いのではないのでしょうか。 もし、私のケースで適切な相談窓口があるのでしたらご紹介下さい。	
39	氏名 あり 連絡先 あり	今回の偽装問題、1番責任が重大なのは、建築確認要件を満たしていない物件に対して建築許可をしたことにある。 そういう意味では（個人名）社長の言い分にも一理はある。 本来民営化すべきでないことを民営化したことに始まる。 ”現状の建築確認制度は審査時に構造計算書の再計算を求めている”、これは、構造に関しては審査する必要はなく、好き勝手にやって良い、言ってるのと同然。審査（試験、検査）が適正に行われない限り、品質事故は絶対に防止できない。現状の審査システムを作った、国に第1責任があると自覚すべきである。	
40	氏名 あり 連絡先 あり	国交省「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」御中 2006/01/09 昨年来何回かに分けて意見書を提出しましたが、今回それをまとめて下記の如く私説を被害者に伝えました。 （個人名）事件の被害者のみなさまへ。 2006/1/7 貴社ますますご発展のこととお喜び申し上げます。 小生、被害者の対応手段に対し、世間と異なる意見をもっておりますので、御一考頂ければ幸いです。何しろ既に最高裁判断が出ているようで、石原知事も「告訴されれば国は負ける」と言っているの、一人でも私説の刑事訴訟に勝訴すれば、影響は全員に及び、国交省の玉虫色民事解決では済まなくなると思うのです。尚、本文は一般被害者にも是非お読み頂きたいと思っています。私説を知った上で同意出来ないのでは有れば止むを得ませんが、私が考える「正論」を知らずに意志決定をされるのは残念です。 小生自働車会社を定年退職後、一寸した身近な事件から土建行政のひどさに技術者として義憤を感じ、10年来国交省や自治体と交渉を重ね、本も書いて世間に訴え、一部刑事訴訟も始めてまいりましたが、まだ決着はついていません。 しかし悪事は途中では止まらないもので、今回の（個人名）事件は「遂に終点迄行ってパンドラの箱が開いた」と思ったのですが、早速国交大臣が出て来て「三方一両損」のような玉虫色の決着を図っている。マスコミもそれに同調していて、このまま被害者の泣き寝入りに終っては大変です。 それはヤフーで“「技術立国」への構造改革”で検索するとオンリーワンでヒットする私書にも詳述したように、本件の正しい決着は日本の今後の為にも大切な岐路なのです。 すなわち「法律」には「技系法」と呼ぶべき一群が現存します。その目的は技術手段による「国民の生命財産の保護」です。 それは「技術的に高度」なものである為、個人の自己責任はありません。例えば自働車を買うとき、エアバッグが「技系法」の敷居値に合格しているかどうかは、お客にも、セールスマンにも判りません。 従って行政責任で管理されます。管理ミスは「リコール」に依り補償されます。本件は下記に詳述するように「技系法は地方分権になじまない」と言う基本を踏み外した結果で、必要な技術を持たずに「建築確認」と言う「取引証明」行為に手を出した自治体の有権者が「リコール特別税」で全額弁償すべきものでしょう。その結果、恐らく首長もリコールされ、「リコールを起さない政治システム」が争点になり、下記のようにマッカーサーの洗脳から目覚め、「技系法」が正常に国民を守るようになるのです。「三方一両損」に騙されないで下さい。 不条理な地方分権に手を出さなかった稲城市民が「リコール特別税」を負担する義務が無いのは当然でしょう。 紙幣は国が保証しなければ只の紙屑です。（法人名）の社長が国会で叫んでいた	

		「神聖なる建築確認」は「取引証明」であり、最高裁判断に依れば、それは民間委託分を含め「自治事務」だそうです。それが「公務員、業務上、未必の故意に依る、常習的、公文書不実記載」と言う犯罪で資産価値がゼロ以下になり、「技系法」では被害者側は「善意無過失」ですから、許認可権を持つ自治体に対する「リコール命令」は当然でしょう。 今までリコール命令は民間の自働車会社などに出されていましたが、その原因は善意のミスです。それでも修理期間中の代車も無料です。今回は「公務員による悪意の犯罪」です。 若し国交大臣が自治体に「リコール命令」を出さなければ、「法は貴きに加えず」と言う事になり、それは「帝国主義」そのものでは有りませんか。 更に報道に依れば「取引証明」に必要な勤務実体がないと思われ、それは「(個人名)流詐欺罪」でもあるでしょう。 更にその地方自治体に必要技術保持の確認をせず、分権を発令した分権元も受けた方も「詐欺罪」では有りませんか。 そもそも「国家が決めた敷居値に対し、国は売買取引前には合否の判断義務が無くて、入居後には合否の判断権と退去命令権がある。」と言うのはおかしいでしょう。 許認可権を持つ自治体は敷居値違反の摘発には「令状なしの強制捜査権」と言う警察より強い権限も持っているのです。 国土交通大臣は(個人名)より先に「不実記載」と「詐欺」の公務員を刑事告訴すべきでしょう。 しかし国会でもこの事件の鍵である「公務員の犯罪」を追及しようとしていません。 若し国交大臣が動かなければ、被害者住民が個人で刑事訴訟法第230条の「告訴権者」として、自治体の「首長」と「氏名不詳の技術責任者」を刑事告訴すべきだと思います。 自治体で取り纏めてもよいでしょうが、刑事訴訟では原告は「検事」です。「告訴権者」は犯罪の疑いを口頭で検事に告訴しても良いことに成っているのです、記者団を連れて、全員で検察庁に訴えに行く方が良いと思います。 それは日本人は未だ「個人の尊厳」の意識が薄いのですが、「主権在民」の国では各個人に対する危険が一つの犯罪です。人の命は「一山幾ら」ではないからです。 (法人名)の瑕疵責任は民事で、しかも本件は「玉突き事故」ですから、どうせ金を払うのは許認可自治体でしょう。(法人名)等に技術力や悪意が有っても合否の判定権も義務もないものを訴えても埒があかないと思います。 ですから刑事犯罪を先にし、その裁判のなかで、当然国土交通大臣の「リコール命令義務」が出て来ると思うので、被害者は(法人名)を告訴する必要がないと思います。 (法人名)や鉄筋工は大まかな合否の判断技術は持っていますが、「取引証明」や「強制捜査」の権利や義務は持っていません。まして住民やホテルのオーナーは「善意無過失」でしょう。 この事件は自治体に「取引証明の技術が著しく欠如していた」と言う技術論争から「未必の故意」や「(個人名)流詐欺」が争点になり、そしてPL法、例えば同じ国交省内の「エアバッグの合否を判定する認証プログラムなどとの彼我検定」が争点になり、更に「何故国交省の交通側のみ中央集権なのか」という省内の彼我検定から、地方分権の虚構が問題になって、遂に国交省に火がつくことになると思われます。そこで小生のお役に立つ場面があると思うので、手弁当でも協力したいと思っているので、軽々に「三方一両損」にサインしない事を希望します。 若し一部の人が「三方一両損」にサインしてもそれは民事決着で、刑事告訴の権利を阻害せず、刑事犯罪が明らかになれば、「三方一両損」のような「超法規的見舞金」では済まなくなるでしょう。日本の将来の為に頑張ってください。 (以下略。)
41	匿名 連絡先あり	国交大臣殿 今次偽装事件に関して意見を申し述べます。 結論的に申し上げて、不正を見逃していた場合、民間検査機関の免許取り消し等厳正に対応すべきです。 (法人名)の社長の態度を見ると、責任逃れは明らか。めくら判を押していただけだったのがはつきりしているのに、やれ大臣認定プログラムがどうだったと

		か言い逃れしており、実に見苦しい。結果に対して責任を負ってもらう、この原則はぜひ確立してもらいたい。 儲けるだけ儲けて、問題が起こっても知らぬ存ぜぬでは、法もモラルもあつたものではない。規制緩和で商売の種を得たならば、それに見合った責任を負ってもらわねばならぬ。人の生命財産が直接関係してくる業務ならなおさらである。	
42	氏名あり 連絡先あり	一貫の認定プログラムに各社に共通フォーマットにてデーターを書き出す機能を付けてはどうでしょうか。勿論、検査機関にはデーターに基づき計算するプログラムが必要（例：（法人名）製のものを作成する）になりますが。 確認申請時に共通フォーマットのデーターをCDに焼き込みし添付し、計算を行い安全率のチェックを行うということです。 役所には構造のエキスパートは一般的にあまりいないと思いますので、プログラムの助けなしには構造の審査は難しいと思います。	
43	氏名あり 連絡先あり	前略 私は、長く、行政機関におり、現在は、民間の指定確認検査機関にいる身ですので、発言することに戸惑いがありますが、今は、緊急の時、絶好の時と思い、意見を述べさせていただきます。是非、お願いしたいことは、この機会に、「設計及び監理の仕事が市民権を得られるような仕組み」、「国家資格を持っている建築士を、より有効に活用する仕組み」を作って欲しいということです。今回の事件の経過を見ても分かりますように、一般の人は、この事件が起きるまでは、「設計の業務内容や重要性等については、ほとんど理解していませんでしたし、関心も無かったことと思います。まして、工事監理などは、全く認識の中に無かったことと思われまし、現在も無いものと思います。そのことに、私は、以前から、疑問と危機感を持っていました。建築基準法の確認検査制度は、原則として、国家資格を持っている建築士が設計及び監理を行うことを前提に成り立っているものと、私は、理解しています。従って、確認行為の中の「審査」は、建築士が責任を持って「設計」していることを前提に審査し、確認行為のなかの「検査」は、建築士が責任を持って検査を含めた「監理」をしていることを前提に検査することを意味していると思ってきました。その建築基準法の根幹の一つである「設計と監理」の業務内容と重要性等について、一般の人には、ほとんど認識もされず、評価もされないまま、即ち、市民権を得られないまま、50数年が経過してきたことに疑問と危機感を持っていました。建築基準法と一体である建築士法上では、施行された昭和25年からずっと、木造二階建て延べ面積が100㎡以下の住宅は、建築士が設計及び監理をする必要はないとされ、結果的に、素人の設計でもよく、又、監理も必要が無いものとされてきました。そのため、法が施行されてから長い期間、大部分の住宅が、その程度の規模の住宅であったこともあり、住宅は、建築士に関係なく、工務店や大工さん等に頼めば出来るものと認識されてきたと思います。確かに、建築士事務所の登録をし、建築士の資格も持った工務店や大工さんも、中にはいますが、その場合でも、一般の人には、建築士としては、認識されない状態であったと思います。従って、一般の人が、一番身近に接する住宅で、設計と監理の業務の内容や重要性等について知る機会が無いまま、又、その専門家である建築士に接触する機会（又は、接触しているという意識）もほとんど無いまま、現在に至っているのが実状であると思います。その影響もあって、一般的には、未だに、100㎡を超える住宅であっても工務店等に頼めば出来るものと思われていますし、法律上は、工事監理が必要であっても、名前だけ、書類だけで、形骸化しているのが実状です。住宅に関して、法律上も構造やシックハウス等を含め厳しくなっているだけでなく、道路、斜線、建ぺい率、容積率、天空率等、難しい規定もあり、又、欠陥住宅問題や良質なストックの確保等が人々の関心の対象にもなっています。一方、住宅は、一般の人にとって、一生の内に何度も無い、数千万円の買い物です。他方、現在は、国家資格者である一級建築士、二級建築士、木造建築士は、合計すると、90万人近くが存在しております。それらの状況から、私は、住宅の設計及び監理に関して、素人の世界を存続させていることに、疑問と危機感を抱いていました。従って、この機会に是非、建築士法を改正し、住宅を含め、30㎡を超える建築物には、すべて建築士の設計、監理を義務付けることをお願いしたいと思っています。そのことにより、一般の人が、住宅を通して、設計・監理の業務の内容と重要性等を知る機会ができ、認識するきっかけにもなり、結果として、設計・監理の仕事が市民権を得られるようになるのではないかと思います。そのことは、一般の人が、身近な所に相談できる専門家がいることを認識す	

		ることにもなり、より良い街づくりにも繋がっていく契機にもなるのではないかと思います。このようなことは、以前から、建築士の団体である建築士会や建築士事務所協会等から、強い要望等として、当然、出されるべきことと思っていましたが、未だに、要望等が出されない理由は、組織率の低いことを除いて、それらの団体の構成メンバーの主体が、住宅の設計をほとんど手がけていない設計事務所であるか、又は、名目上を含め、設計・(監理)・施工を全て一緒に行ってしまう工務店、大工さん等であることにより、設計・監理の仕事が市民権を得ることの必要性や重要性等をほとんど意識していないためであると推察しています。現在、構造士、設備士の位置づけ、罰則強化、民間機関への行政の立入り権、保険制度、ピアチェック等、様々な意見が出ていることを知っていますが、確認検査制度の根幹に係わる部分での見直しを検討する絶好の機会だと思いますので、私の意見も参考にいただければ幸いです。	
44	氏名あり 連絡先あり	構造計算書偽造事件について、意見を述べさせていただきます。 自分は、構造設計事務所に勤め、その後、意匠設計に転向し今に至っておりますので、構造設計者時代、現在と言う点では、両面において、確認制度に関しては、多々、問題を感じてきました。 今回は民間の確認機関のみを問題視する報道が多いですが、寧ろ、行政の方が問題に思ってきました。建築に関しては専門技術のかなり幅広く深い知識が必要になります。最低でも4年、ベテランとなるには10年は修行が必要でしょう。しかしながら、役所は少なくとも2年毎に人事異動し、専門の知識を習得する時間がありません。特に構造に関しては、より特化した専門性を有する仕事にも関わらず、こころ人事異動する体制には常々疑問をもってきました。何も判らない職員が、頓珍漢な質問をし、それに対応しなければならないと言う、子守のような状況にイライラすることもあります。民間確認機関になって、もっと、民間の建築士の力を使って、確認が出来るようになるのかと期待していたのですが、現実には、主事制度を残したために、区役所などの定年退職者やリストラ組が牛耳る状況になってしまい。その上、スピードが売りという過当競争の中、審査が甘いというのが正直な感想です。 ただ、我々のように、質の高いものを作ろうと思うと、建築基準法の最低基準による確認制度は、役所の担当者によっては、基準法の解釈の違いによって、性能の低い方へ質を下げられてしまうような状況もあり、行政確認制度の問題を感じてきました。この制度がある限り日本の建築の質、性能の向上は期待できないように思います。 今回は、構造計算書偽造という大変判りやすい悪行だったので、いっきに確認制度の問題と叩かれましたが、基準法ゆえ、この確認申請制度がゆえに、見逃されてしまっている建築犯罪の被害者は、もっと沢山いると思います。 木造2階建ては無法地帯ですし、認定建材など抜き打ち検査など、ありませんから、全く違う物が流通している状況で、火災被害を甚大なものにしてしまう不燃建材なども存在します。建築の安全、安心は構造だけではありません。耐火や、シックハウス問題は平常時に被害を起こします。 単体規定を確認制度で行政が見ると言うことには、もう、建築技術水準の高さから限界が来ています。罰則を強化したり、チェック項目を増やしたり、コンピューターのフォーマットを共通化しても主事による確認申請を行っている限り、再発は免れないと思います。建築の単体規定を見るには、常々、現場に立ち、設計業務を行っているそれぞれの設計士（建築士は設計とは言えなくなっているのです。）が、審査するピアチェックしかないと思います。そして、その責任を重くするしかないでしょう。 ただ、総体的な問題として、建築基準法の最低基準をチェックする制度そのものをやめない限り、質を求めるインセンティブが働かず、今後、どのようなチェック体制をとっても飽きることとなるでしょう。コンピュータが発達し、構造設計のスピードが速くなりました。その結果が、何度もコンピュータをまわし、基準法をギリギリクリアする構造を経済性という価値で大量生産されることとなってしまいました。その延長上に今回の様な偽造までして安く作るという行為に繋がったのだと思います。マンションという多数の所有者の存在する、鉄筋コンクリートと言う壊れたら元に戻らない建築物が、建築基準法の1.0耐震性能で良いのでしょうか？1.0じゃ被害は出るでしょう。大震災時にほとんど被害無く、その後も使える建築物とするのであれば、もっと高い性能が必要です。 最低基準をチェックするのではなく、質を評価する制度に変えることで、社会の欲求が変われば、この様な質を無視した事件など起こらないのではないかと思います。	

		います。 質を見せる提案としましては、被害逆算方式。どの程度の被害が、どの震度で起こるのか明示する制度に切り替えるべきかと思います。そして、それは民間制度の中で行い、保険などと絡めて民間で対応できるようにするのが良いと思います。そうすれば、コンピュータソフト毎に外部の構造設計事務所と契約し、ピアチェックする審査方法に出来ます。行政だと、いちいち入札のなんだのと価格で、能力を判断し、最近では民間より営利的な状況になっていて危なくて仕方ありません。 行政は、税金を使って個人資産の審査などする必要はありません。集団規定の公益性の部分だけを審査し、建築許可を出す制度に変えるのが良いと思います。単体規定については保険制度などと絡めて民間で行っていく制度にするべきだと思います。国が何でも途中でやっていたはダメです。民間の中で、発展できる制度デザインをしっかりと行い、民間の力で体制をつくっていくように仕掛けることが国の役割です。一元化したチェック項目を改めてアッという間に陳腐化してしまいます。常々、変化させるには、変化の出来る体制をつくっておけば良いことで、監理監督を強化してもその体制がない限り、機能しません。このような場合に、税金で責任を負うようなことは二度と無いよう、良いデザインの制度改正が行われることを期待します。 ※ 「計算書偽造再発防止の提案書」が添付（略）	
45	匿名 連絡先 なし	建築の構造設計を職業としている立場で意見を述べさせていただきます。 私は一級建築士の資格を持ち、さらに建築構造士の資格を持ち建築の構造設計の業務を行っております。この建築構造士の資格は一級建築士のなかでも建築構造の全般について豊富な専門知識と経験を持ち的確な判断を下すことのできるものにあたえられる資格です。技術のみではなく構造設計者としての倫理観をも備えております。 この資格は現在は社団法人日本建築構造技術者協会が認定しておりますが、今後は国家資格と定め構造設計を行うものは建築構造士の資格が必要であるとする法律を作るべきです。今の一級建築士の大半は構造計算の内容を理解できずこのままでは危険な建築物が建つ可能性は無くならないと思います。また構造計算書を審査する人も建築構造士とするべきです。 ご検討宜しくお願いします。	
46	匿名 連絡先 あり	（地名）のマンションを購入しましたが、売主から管理組合に工事が完了した時点（以下最終版という。）の構造計算書が引き渡されているか自ら確認できず、売主から渡されたものを最終版と信じるしかない状況でした。マンションの買主は、自分のマンションですら最終版の構造計算書を手にすることができる制度が出来ていないと思います。これは、内容の偽装以前の問題かもしれませんが、このような不備のある制度であると思います。そこで質問させていただきますのでご回答ください。 問1 マンションの買主が、売主から引き渡された構造計算書（以下質問では、マンション管理適正化法規則の11の設計図書も含めて考えてみる必要があるため「設計図書」にします。）が最終版であることを自ら確認できる制度は国にありますか。 問2 最終版の設計図書は確認検査機関にありますか。 （確認検査機関にないならば、確認検査機関の提出ものと最終版の設計図書が存在することになるが、建築主＝マンション売主だった場合に、マンション売主が最終版との差を買主（又は確認検査機関）に説明する制度はあるのか。） 問3 なぜ確認検査機関にある設計図書は、マンションの買主（利害関係者）が閲覧や複写などの困難な制度にしているのですか。（又は閲覧や複写などの制度があるのか。） 問4 売主から最終版として引き渡された設計図書には公証公印等がなく、作成した建築士の名前が書いてあっただけだが、最終版をマンションの買主に引き渡すことをどのような法令で担保しているのですか。 問5 マンション管理適正化法103条に罰則がないのは、性善説をとったのか宅建業者の擁護のどちらかしかないと考えますがどちらですか。 その他 委員会へのご提案 当方のマンションは、建築主＝宅建業者マンション売主であり、（法人名）から	

		平成13年6月に建築確認を受け、平成14年9月に竣工し、平成14年10月からマンション管理組合に管理されました。マンションの売主は平成15年7月まで設計図書を引き渡しませんでした。しかも構造計算書だけは企業秘密とか言って平成16年4月まで引渡しを拒んだ上、渋々と引き渡しました。しかし、構造計算書は確認申請時と変更はないと主張しております。売主が渡したものと確認申請時のものと果たして一緒なのか変更点などがあればどのようにマンションの買主に説明されているのか（構造計算書だけでなく、11の設計図書がどのような版が買主に引き渡され、どのように説明されているのかという観点から）調査することが貴委員会でも可能でしたら、管理組合の確認を取り付けますのでご検討ください。
47	氏名あり 連絡先あり	（地名）の（マンション物件名）に居住の者です。建設に当たっては（法人名・複数）が関係しています。（施工会社は（法人名）です。） このマンションは当初2003年11月に入居予定とされていましたが、後期が4ヶ月遅れ実際には2004年3月入居となりました。基礎工事の際古い建築構造物が見つかり撤去の為に工期遅延と説明を受けましたが、耐震偽装の報道を見るにつれ、この4ヶ月間に実際は何が行われていたのだろうと勘繰ってしまいます。 本件とは直接関係ないかもしれませんが、お知らせします。
48	氏名あり 連絡先あり	私は耐震強度が不足している物件に住んでいる悲しいママです。 （年齢）歳になる息子と主人とこの問題が発覚するまでは平凡に暮らしていました。 でも今は毎日毎日普段の日常生活に加えこの得体の知れない問題になぜ、なぜ、と疑問を抱きつつマンション内の住民の方と日々、協議を重ね昔の契約時の資料をかき集め、息子が休んでからは文面をうちインターネットに目を通し就寝出来るのは毎日夜中2時を回ってしまいます。ホトホト疲れました。 私たち夫婦はバブル絶頂時結婚しまして、と同時に（地名）の駅からバス便で10分という場所に55平米4700万円という物件を子供が生まれたら買い換えるつもりで、そのときも不動産屋の言うマンションは当分下がないという言葉に鵜呑みにし貯金のつもりで買ってしまいました。 ところが子供ができて思ったような値段では売れず周りにはどんどん安いマンションが建築され、私も次は絶対に失敗しないと不動産に関する本を何冊も熟読し物件を探していました。 そんな時たまたま友人が住んでいて出会ったのが（法人名）の物件でした 一戸建てが欲しかったけど支払い期間がマンションと違って短く確か当時25年が最長で住んでいたマンションを売った残債の800万を上乗せするととてもローンは組めませんでした。 でも、今住んでいるマンションは（地名）で96平米3560万円このマンションの中で一番安い物件ですが、駐車場代や管理組合費、修繕積立金などを加味しても（金利の関係で）毎月の支払い金額は大差ないという試算がでてここを買いました。4700万円で買ったマンションは10年で2030万円にまで下がっていました。（もちろんローンは長くなりますが）3560万円って安いですか？ でもここは駐車場代が30年償還で（法人名）に入ることになっていてそれが約400万円上乗せされるという形式をもっているのでも大体4000万円位ですかね、ご近所の方は皆さんご存知ですがここは準工業地域で1キロ先には日本最大の工業地帯、京浜工業地帯が広がっています。駅からも近いですが、（電鉄名）の支線ですし、路線価格だって本線や（電鉄名）の最寄り駅とは比較にならないと思います。今でもこの近辺のたて看板ではこのような物件はごろごろしていますよ、よかったら見に来てください。でもそんなこんなでやっとなんか買ったマンションが今度は偽装ですか？ この（法人名）は当時（法人名）とっていて社員の方々も（法人名）の制服をきて名刺も（法人名）のものでした。 （法人名）はしらなくても国際的認知度の高い（法人名）の加盟会社だからまた国土交通大臣認定の社団法人住宅産業開発協会から3年連続で優秀事業賞を受賞していたりと、また住宅金融公庫が優良物件として特別加算融資やら生活空間倍増緊急加算額やらと4000万円強の融資を約束していた物件なので不動産屋の言うことはもう絶対信じない私たちでしたが何度も石橋をたたき購入することを決めたのです。でも完成するまではもちろん何回も足を運び建築中の写真も持っています。内覧会のときも友人の別荘ネコンの友達にもきてもらいこれ

		でもかというくらい確認したんです。構造計算しなきゃいけなかったんですかねえ。皆さんはどうやって家を選んで買っているんですか？ 構造計算までするのが常識なんでしょうか？ このマンションは（法人名）が元受で（法人名）はあくまで施工協力とパンフレットにはうたってあります。確かに工事期間中は（法人名）の方が対応してくれていました。 私本当にわからないんです。 社会的に発言に影響のある石原都知事や武部幹事長が住民にも責任があるとおっしゃいましたけど、一体何が悪くてどんな責任があるのか教えて下さい。瑕疵担保責任を全うできないような、住民にたいして誠意のかけらも感じられない悪質極まりない業者に建設業、宅建業の認可や許可をおろしているのは東京都知事ですよねえ。 私は、多分住民みんな、税金を投入して助けてもらおうなんて思っていないんです。だってそれじゃあ天災にあわれた方と同じじゃないですか、そんなのめんどです。だって認可をおろしたり許可証をだしたり瑕疵担保責任や設計管理を担当している関係機関ははっきりしているわけじゃないですか。よそが、よそがじゃなくて関係機関全部に謝罪していただきたいのです。 そして関係機関全部に保障していただきたい。私の願いはただひとつ元の状態に、安心して安全に暮らせる状態に戻して欲しいそれだけです。 私個人としてはこの問題は一部の道徳心のかけらもないゼネコンが引き起こした事件というよりも日弁連が危惧していたように日本の建築業界に携わるシステムの甘さと、建築基準法における刑法の甘さが元凶だともっています。 元旦に保険を導入する話がのっていましたがもっと早急に着手してくれていたらこのような悪質極まりない業者はでてこなかったでしょう。 この冬休みこの問題にかかりきりで息子をどこにも連れて行ってあげられませんでした。今でも、夜会議になってしまうと友人宅へお預かりしていただいております。 ことの成り行き次第では親として子供にどう説明していけばいいのかわかりません。 この国には最早道徳というこぼはないのでしょうか。 （個人名）さんのように「全然知らない人たちだけ大地震がきたら死んじやうかも…」なんて平気でたまえる人が二度と一級建築士のような人の生命と資産を預かることのないように。息子のためにも悪いことは悪いと、何年かかっても言い続けていく覚悟です。悲しいけど…どうか真あるところをお汲み取りいただきもし自分がこういう立場に追い込まれたらと気持ちをよせてお考えいただきたいと思います。	
49	氏名あり 連絡先あり	連日の皆さんの改善への取り組みに敬意を表します。 私は経営コンサルタントを営んでおります。 顧客先には中小の建設業企業がございしますが、 下請け孫請け企業が中心です。 その方たちの思いを若干でもお届けできればと思いメールいたします。 ① 元受企業からの無理な注文（きかなければ受注できない） ② 無理な計画から着工、完工のスケジュールが以上に短い（金利負担の問題） ③ 建築確認申請から建築許可までの時間が短すぎて、どのような内容でも許可されている現実。（既に報道されていますとおり） この三点に関しましては、下請け孫請けの企業から声を上げることは現実的に許されておりません。 疑問に思っても、「建築確認降りてるんだから問題ない」で済まされてしまうようです。 かような情報に接し、貴委員会におかれましては、早急に建築確認の制度を改めるよう政府に進言していただきたく存じます。 少なくとも審査に十分な時間を割ける制度が必要に感じます。 通常30日以内で処理されている様子ですが、例えば100世帯以上（又は開発面積規模など）で審査期間を延長するなどの具体的な提言が即時必要かと思われます。	
50	氏名あり	建築基準法の「お墨付き」 およそ、人は自分が買ったことのない物の値段は分からない。 医療においても、かつて専攻した診療科目を転向した医師でもない限り、脳神経	

連絡先あり	外科の医師が産婦人科を、産婦人科の医師が脳神経外科を診療できるとは思えない。 設計事務所で勤務したこともなく、構造設計の経験もない役所の建築主事や、指定確認検査機関に雇われた建築主事OBである建築基準適合判定資格者が構造計算書の審査ができるとは思えない。 何故ならば、構造設計は、建築の分野でもかなり難しく高度な専門技術だからである。 その昔、手計算で構造計算をしていた経験のある設計者は、間違いなく構造計算を理解している。パソコンで計算をし、CADで図面を作成する時代となった今、構造計算の知識はなくても入力ができれば計算書、構造図の作成をすることはできる。1株と61万円を逆に入力しても株の売買取引が出来るように。 構造計算の偽造とは別の次元でこのような設計で作られた建物の存在は否定出来ないと思われる。勿論、安全でかつ経済的な設計ができる、いわば名医のような設計者もいる。 建築基準法には、建築確認通知書、検査済証という「お墨付き」の制度がある。建築主は「お墨付き」を信じた上で設計者に経済設計を要求し、そして建設業者も工事に着手する。 もちろん、名医が設計した建物か、構造計算が出来る人が出した「お墨付き」なのかを知る由もなく。 一級建築士、医師、弁護士、公認会計士の資格の登録免許税は同額の6万円である。 一級建築士の仕事には、「お墨付き」が必要であるが、他の資格者は仕事するのに役所の「お墨付き」は要らない。 そして、国土交通省は、この「お墨付き」を民間で出せるようにした。最早、「お墨付き」とは思えないのであるが、そうだとすると建築基準法のこの「お墨付き」の制度は果たして何なのだろうか考える。 「お墨付き」の制度自体をやめるか、「お墨付き」を民間にさせる事をやめるかの二つに一つではないだろうか。 「お墨付き」の制度が機能していないのは事実である。勿論、全部とは言わないが。 建築士 (個人名)	
51 氏名あり 連絡先なし	(法人名) が売主として販売中の (マンション物件名) の購入契約を結んだ者です。(個人名) 事件もあり、当方で依頼した構造設計専門の建築士に図面・計算書と現場を見てもらい安全の確認をしたいと売主に申請したが、現場については安全面を理由に認めず、建築士同道で閲覧した計算書は一次計算書ではなく安全を確認できるようなものではなかった。後日郵送してきた一次計算書は途中が抜かれた不備のもので、建築士によると重要な箇所が除かれた断片的な計算書のため断言はできないが、ゴウセイ率を直接入力した形跡がみられ、その理由が書かれてあるべき箇所が送られてきていないとのこと。偽装事件のさなかのマンション購入者の、自ら安全を確認して安心して住みたいという切なる希望に対して売主の誠不誠実な対応に憤りを感じると共に、耐震強度に対する不安が募ります。	
52 氏名あり 連絡先あり	構造計算チェックに関しましては、データーを入手し、再計算する方法も考えられて居りますが、私は、ソフト認定の際に、チェック用ソフトもセットで、認定する事も、検討して良いと考えています。チェック用ソフトは、より安全サイドで、チェックされますが、構造計算も安全率は見ている訳ですから、この間の構造計算書とチェックとの差は、より安全サイドに成る訳ですから、問題ないと考えます。基本的に、基準値ギリギリを狙って設計する姿勢こそが問題であり、より安全サイドでの、チェックが望まれます。 今回の事件は、国家に関する業務システム上の問題です。規制緩和時における、業務システムの構築が、充分に考えられていなかった故の、業務システム上の不具合と考えます。 それ故、業務改善に関しましては、単に、技術的問題としてのみ検討するのではなく、国家の業務システムの構築とその是非を問う問題としての視点から、この問題の解決にあたって頂きたい。 と言う事は、問題の発覚した業務のみのチェックに終始せず、他の業務に関する業務システム上のチェックも、必須であると言う事です。	

53	氏名あり 連絡先あり	現行の建築確認申請は、制度の社会的期待度が、法が目的とするところよりも遙に大きいというところに着目すべきだと思います。 それは、確認申請書等の書類が、法目的以外の制度（例えば登記、税金、不動産取引、排水承諾、銀行の借入れ等）に使用されているということです。 確認済証等が建物に関する行政文書として、最も詳細に建物の情報が記載されていることと、建物の存在について公的に認められたものであることを証明しているものと解釈されているからと思われます。 そのため、役所の確認申請においては、その地域の権利関係について最も注意を払わざるを得ません。 現実の運用では、土地の所有、排水、道路様々な地域の事柄が確認すべきものとなっています。 これは、行政文書である以上、一度交付したものの取り消すことができない（その手続きもない）という責任からでもあります。 それから確認申請制度自体、竣工された当該建築物が違反建築物でない事実を証明するものではないが、役所が添付図書等で建築関係規定に適合することを確認・検査した以上は、社会的にはそのような効力も期待されるということも責任の重さになっています。 ここで、民間確認機関に目を向けますと、交付した確認済証は行政で取り消すことができることになっています。 民間機関は、書類上の審査のみを行い、それ以外のことは一切指導等を行わないし、見ない（例えば道路が実態が図面と異なっている、土地の所有者反対しているものであると）といったはばかりません。機関がたとえだまされたとしてもだました方が悪いのであって、行政に取り消してえば完結するからです。 今回の事件は明らかに民間機関の不作为ですが、このように被害が拡大した、特に当初の情報提供者の警告が生かされなかったということに関しては、民間機関の責任は重大であり、上記の理由によるいわゆる社会的無責任さが間接的な理由と思われます。 行政の問題に戻りますが、ルートは一般的に特定行政庁以外の①市町村→②消防署→③確認処分を行う県等という流れになり、前述したように役所の確認申請は民間より圧倒的に実際の調整事項が多いため、時間がかかります。書類が③に届く時点で3週間を超えることは珍しくありません。 こうなると、時間に追われ、結果的に単体規定の中でも、特に時間と知識を必要とする構造規定の審査に見落としが生じることにもなりかねません。 ここで、以下が意見です。 ①確認申請の制度の目的を明確にすること。社会的に求められていることとの乖離。（現在ぶら下がっているそれぞれの制度について、替わりの制度を用意しなければ現状は変わりません。） ②民間確認機関は自治事務を代行しているという解釈ならば、数多くある民間確認機関のうち、各特定行政庁が事務を代行する機関として能力のあると認める機関を直接指名できること。 ③消防同意を含めて3週間以内の期限をもう少し現実的なものに改正すること。（現在の法では、図面の訂正等を消防署で行いその結果（消防同意）も踏まえて審査する必要があると思われるため切り離すことは難しい。） 蛇足ですが、図面訂正という行為も正確には設計原図を訂正する必要があると思われませんが、現実には確認申請の添付図書（原図のコピー）に直接訂正を行い、原図の訂正は済証交付後に各設計者が行うこととなります。そのため施工図等に反映されているかどうかは確認できていないとおもわれます。（中間検査での対応も特定工程のみですので完全ではないと思われます。） このようなことは、既に検討済みかもしれませんが、思うことを書いてみました。なにかの参考となれば幸いです。	
54	氏名あり 転落先あり	（地名）在住、（マンション物件名）を購入しました、12月完成予定。販売代理：（法人名）、事業主：（法人名）、設計監理：（法人名）、施工：（法人名）。 （地名）市内の物件ですが、150m2で2900万円だいで、非常に安い。構造計算書は見せてもらえますが、施工写真は今後も見せてもらえますかと聞いたら、営業マンは歯切れ悪く、どう考えても怪しい。建設中の厳しい監査を（地方公共団体）、及び関係機関にやってもらいたい。	
55	氏名あり	【被害者現状】 事態は収拾されたのでしょうか？	

	連絡先あり	一夜にして4千万～8千万の唯一の財産を紙切れにされ追い出された（追い出されようとしている）、被害者の精神的ダメージ計りきれません。 さらには、希望のないまま対策体制づくり、要求、陳情、究明、情報整理、身辺整理に追われ、精神的、体力的、時間的な負荷は、生きる手段の仕事にさえ没頭する事さえままならない現状です。 住民間でも、意見の対立や役割の負荷の違いなどにより、微妙な亀裂が生じて精神的ストレスに一層拍車をかけています。 一連の事件の解決策は、金持ちだけが何千万か上乗せして希望の位置（階数、方角）の希望の広さ手に入れる、という幕引きで良いのでしょうか。収入や資産の少ない被害者ほど、放蕩することなく長年に渡り費やした（費やしていく）犠牲は大きく、ダメージも比例して大きいはずで。是非とも全員が戻れるよう、または全員が精神的、経済的損害を最小に止めるよう、更なる措置が必要です。国、行政、確認機関、金融機関、保険会社、建設業者それぞれが図らずも一連の偽装物件の建築、または売買のスキームに組み込まれている以上、責任の有無を言及することに止まり、十分な措置を怠ることは、1日ごとに被害者の傷を広げる罪悪です。一刻も早く、目処の立つ支援、または支援保障がなされる事が今ある被害を最小に留める為急務です。
56	匿名 連絡先なし	自分は設計事務所の者だが、同業者なので匿名でお願いしたい。 ●HPに公開されている偽装物件一覧表について……コンサルタント（法人名）が絡んでいるかいないかを表示すべき。「設計者」欄について、元請けだけでなく下請けの構造設計者も入れるべき。また、「施工者」の中で（法人名）が実際に施工した物件が他にもあるのではないかと。表示すべき。実態をはっきりとすべき。 ●設計施工の分離について……設計施工を一括で行う兼業にメスを入れないといけない。兼業・専業の問題は今回の事件の温床になっている。 ●耐震強度について……設計段階で耐震強度が「1」近辺の建物をいくつか見てきた。変更届を出さなくとも良い軽微な変更があったとすると、微細な鉄筋量の変更が完成したときには耐震強度「1」を下回っている可能性がある。現行では確認できない。現場で何が起きてはわからない。公共建築のように「1.25」程度見ていけば問題ないだろうが。従って、届出が伴わない変更があったとしても「1.0」を上回るということが必要だ。当初の設計段階で「1.0チョボチョボ」という建物に関しては意図的なものを感じられる。施工段階で減っていくことが心配だ。 ●第三者委員会のメンバーについて……どういう基準で選ばれたのかわからない。HPにその理由を付すべきだ。具体的にこのようなことをやるので、これこれこういう理由で選考した等。今後保険制度等の問題に及んでくると思うが、そういうことを議論するメンバー構成になっているのか。 ●設計者の報酬について……ダмпिंगが今回の事件の温床になっている。設計者の報酬について徹底的に議論してほしい。 ●重要事項説明の義務化について……本日、朝日新聞で、耐震性とアスベストについて、重要事項説明を義務化するとの記事を見た。以前聞いたところによると、81年以前の建物に限定する話であったが、今日の記事を見たらすべての建物に対して義務化するとなっていた。非常に良いことだ。 （電話による聴取）
57	匿名 連絡先なし	①報道によれば賠償保険義務付けに関して、保険に加入できるのは建築士会のような団体に加入した者に限定されることであるが、本来建築家というのは独立性を保つのが基本であり、業界団体への加入が実質的に義務付けられるのはその精神に反するものである。このような限定はすべきではない。 ②建築プロジェクトは、本来、オーナーが設計事務所に企画・設計を依頼し、その結果として得られる図面・仕様・積算を勘案し、オーナーはプロジェクトの内容を決定し、実際の施工を建設会社に依頼するという順序であるべきであるが、今回は、オーナーが施工会社にまず価格を指示し、そのつじつまを合わせるために設計会社に依頼しており、順序が逆になっている。それが根本的な問題だと考える。このような順序が逆になること自体が発生しないような制度を考えるべきである。 ③（法人名）設計と（法人名）建設は実態的には同じ会社である。本来設計と施工は別に行うべきである。このように一体的にやっているからチェック機構が働かないのである。もっと広げて言うと、そもそも施工会社が設計も行う設計・施

		工一貫方式事態にもこのような問題を生じさせる恐れがある。設計と施工は別人格のものが行うように制度をキチンと整備すべきである。 ④法的には耐震性が1.0を超えれば合格と言うことになるだろうが、現実には施工段階での細かな変更や施工精度の安全率を勘案すると、設計段階で1.0のものは完成時には1.0を下回る恐れがある。それについては、竣工時の検査でキチンとチェックをするか、または設計段階で例えば1.1のような安全率を見込んだものとすべきである。自分は少なくとも1.1程度の設計をしている。それが構造設計者の倫理感である。 ⑤最終確認としてルート3の保有水平体力を確認するというのであれば、そもそもすべての設計はルート3を用いなければならない、と義務化すべき。手間を省くためにそこまで徹底すべきである。 ⑥専門家は一般市民に対しては、「実質的には震性能が0.8や0.9でも大丈夫だ」と言うようなことを発言すべきではない。設計実務者は1.0を越えるように懸命に努力しているのである。構造設計は所詮そのように適当なものであるという印象を一般市民に与えることを危惧する。 (電話による聴取)	
58	匿名 連絡先 なし	今回の問題が起きる前(2001年)であるが、大臣認定を受けた工業化住宅で、確認申請段階で図書省略が可能であったため、その構造計算書を請求したところ、やっと最近になって提出された計算書は、ヘッダーがなかったり、接地圧でNGになっていたり、表紙等も作り直し切り張りだらけのものが出来た。そのため、特定行政庁に問いあわせたところ、大臣認定のシステムであるので当方はわからないとの答、国土交通省建築指導課に問い合わせたところ、個別の問題なので特定行政庁に問い合わせしてほしいとの答で、たらい回しにされた。したがって、そもそも大臣認定によるシステムについては、具体的内容をどこもチェックしないものとなっており、認定証1枚で確認審査から、工事完了まで自動的に通ってしまうものになっている。極めて企業に優位なシステムである。大臣認定は、このようなシステムであることを認識されたい。 (電話による聴取)	
59	匿名 連絡先 なし	①耐震性のチェックについては、現在は設計完了時点という、いわゆる入口で行っている。しかし、現場においては、軽微な変更や、開口部廻りの納まりなど細かな変更が生じることが日常茶飯事である。そのため、設計完了段階で、耐震性能が1.0ぎりぎりであった場合には、完成後には下回っていることも多いことが予想される。したがって、現行の入口によるチェックだけでなく、完了検査時や、建物の保険等を締結するにあたっての性能チェックなど、完成以降の出口部分でのチェックを、何らかの法体系の中で義務づけるべきであり、調査委員会の中で検討すべきである。 ②耐震性能のチェック手法は、構造計算ルートのⅠ～Ⅲによっているが、耐震性能がきちんと表示できるルートⅢでのチェックを全ての構造に義務づけるべきである。 (電話による聴取)	
60	氏名あり 連絡先あり	こんにちは。私は長野県にて建築設計事務所を営む一級建築士です。今回の問題について様々な報道・情報を見てきましたが、少しでも事態が改善されればと思います。意見及び感じた事・実態などについてメールさせていただきます。 まず、なぜこのような問題が起こったかという事です。確認申請のチェック体制・検査事項の甘さ(民間への開放)、倫理観の欠如など、様々な原因が言われていますが、私が日ごろ仕事を通じて感じる事から考える一番の原因は、非常に簡単な事です。それは、 ・建築設計・監理の業務発注が、誰から誰に流れているのか。 ・またその業務に関する報酬が、誰から誰に流れているのか。 という事に尽きます。 当然これは、大規模なマンションなどに限らず、一般木造住宅にも言える事です。私の周囲でも多くの場合、営業規模の大きい会社(デベロッパー、建設会社)などが施主から仕事を受注し、下請けとして建築設計事務所に設計業務を依頼しているケースが目立ちます。 この場合、当たり前の事です。建築設計事務所にとっての事実上のクライアントは実際の施主ではなく、デベロッパーや建設会社という事になります。設計業務の内容・質は、それらクライアントの要望(説明するまでもありませんが、採	

算重視・施工時に都合の良いようなもの)に応じる事となります。今回の件ほどひどくないまでも、経済性を重視しすぎる内容であったり、施工時に予算の状況によって自由に仕様を変更出来るように、いわゆる“描きすぎない設計図書”を要求される事もあります。

工事監理（工事管理と工事監理の違いについて説明する必要はないと思いますが…）については元請である建設会社でも建築士事務所登録をしているケースがほとんどですので、その社内で行われるのが通常ですが、建設会社の内部の者がきちんとした（第三者的な）監理を行っているケースは少ないと思います（実際に事務所登録をしている監理建築士なり資格者がきちんと“監理”しているケースなど見た事はありませんし、現場代理人による現場管理のみというもののばかりです）。

そもそも前記のような理由で設計図書の質自体が低いので、それをもってきちんとした監理が出来るのかという問題もあります。

倫理観を持って仕事に当たるなどというのは当たり前の事ですが、今の社会の状況からして、生きていくために背に腹は替えられないという状況におかれている建築士は少なくないと思われます。このような状況では、質の高い、安全な建築・住宅が供給されるのは簡単な事ではありません。医療などよりも直接的でないばかりに、国が介入しにくい面があるのは分かりますが、今回のケースを見ていると、まさに国民の生命・財産に関わる非常に大きな問題である事が分かります。繰り返しますが、建築設計・監理の業務発注とその報酬が、誰から誰に流れているのか。設計と施工の兼業の可否。

これら根本的な問題を改善しないと、いくら検査体制を厳しくしたところで、また同じような問題が起こりえます。

断片的な内容になってしまいましたが、住環境をとりまく様々な実情を把握していただき、今後の改善に生かしていただければ幸いです。



構造計算書偽装問題に関する情報提供受付窓口の開設について

Home

平成17年12月28日

<問い合わせ先>

構造計算書偽装問題に関する
緊急調査委員会

(事務局)大臣官房監察官室

(内線22506)

TEL 03-5253-8111(代表)

以下のとおり、情報提供受付窓口を開設しますので、お知らせします。

1 概要

「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」では、建築行政の対応上の課題について調査、総点検を行うため、指定確認検査機関や特定行政庁、建築・不動産に関する業務の第一線で実務に携わっている方々をはじめ、幅広く情報や意見等を受け付ける窓口を設けることとしました。

2 提供を求める情報

主として建築確認業務、建築設計業務、建設業、不動産業等に関係する者からの構造計算書偽装問題に関して現行の検査・確認体制の改善に資する情報又は意見を求めます。

3 提供された情報の取扱い

提供された情報については、類似の意見を整理するなどした上、委員会審議の場で活用します。

4 情報提供の方法

別紙による。

5 参考(構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会について)

ホームページアドレス <http://www.mlit.go.jp/kozogiso/iinkai.html>

(別紙)

① 受付窓口

ファックス 03-5253-8031(24時間受付)

郵送 100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 国土交通省内

「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」情報提供受付窓口宛
国土交通省ホームページからの入力

<https://www.mlit.go.jp/hotline/hotline8001.html>

E-mail giso110@mlit.go.jp

電話は、1月5日より開設します。

② 受付期間

受付期間は、平成17年12月28日～3月中旬とします。

③ 参考(構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会について)

ホームページアドレス <http://www.mlit.go.jp/kozogiso/iinkai.html>

1. 目的

構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応上の問題を検証し、今後の建築行政における緊急対応のあり方について調査検討を行うため、国土交通大臣の私的諮問機関として「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」を開催する。

2. 調査内容

- (1) 構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応上の問題の検証について
- (2) 今後の建築行政における緊急対応のあり方について

3. スケジュール

平成17年12月16日に第1回を開催。年度末までに6回程度開催予定。

<委員名簿> (五十音順、敬称略)

穂山 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
井出 隆雄	ジャーナリスト
小谷 俊介	千葉大学教授
鳶 信彦	ジャーナリスト
白石 真澄	東洋大学助教授
巽 和夫	京都大学名誉教授
野城 智也	東京大学教授
大河内 美保	主婦連合会副会長
山田 勝利	前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長
和田 章	東京工業大学教授

All Rights Reserved, Copyright (C) 2005, Ministry of Land, Infrastructure and Transport



電話窓口の開設について

(平成17年12月28日付記者発表資料「構造計算書偽装問題に関する情報提供受付窓口の開設について」の補足資料)

[Home](#)

平成18年1月5日

<問い合わせ先>

構造計算書偽装問題に関する
緊急調査委員会

(事務局)大臣官房監察官室

(内線22506)

TEL 03-5253-8111(代表)

平成17年12月28日に発表した「構造計算書偽装問題に関する情報提供受付窓口の開設について」においてお知らせした通り、下記のように電話窓口を開設しましたのでお知らせします。

記

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会への情報提供受付窓口

電話窓口 03-5253-8124(10:00~17:00)
受付:月~金曜日(祝日は除く。)

※ なお、上記電話番号を含め受付窓口の全体は、国土交通省ホームページ上(構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会への情報提供受付窓口など)において表示しています。

▶ <http://www.mlit.go.jp/kozogiso/madoguchi.html>

参考(平成17年12月28日記者発表資料)

「構造計算書偽装問題に関する情報提供受付窓口の開設について」

▶ <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/00/001228.html>



新着情報

音声読上/文字拡大
機能

お役立ちコーナー

お知らせ

採用情報
国家試験のご案内
イベント・シンポジウム
広報誌・広報ビデオ
図書館のご案内
オンライン申請窓口
ご意見募集
インターネットモニター

電子政府

電子政府の総合窓口
ページ内検索
法令データ提供システム
行政情報所在案内
電子政府
(国土交通省関係)

用語解説

リンク集

災害情報

国土交通省研究機関等
スマトラ島沖地震
ポータルサイト

★キッズコーナー



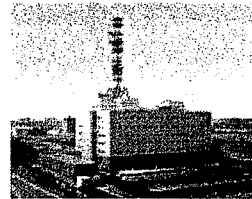
みんなののりもの
じゃぶじゃぶ川ネット
どうろキッズコーナー

～北側一雄国土交通大臣年頭所感～

Topics

- ▶ 構造計算書偽装問題とその対応について
【マンションの耐震性等に関するご相談窓口について】
- ▶ 構造計算書偽装問題に関する情報提供受付窓口
- ▶ 国土交通省防災情報(今冬の大雪について)
- ▶ 東日本旅客鉄道(株)羽越線における列車脱線事故について
- ▶ 国際交通セキュリティ大臣会合
- ▶ 西日本旅客鉄道(株)福知山線における列車脱線事故について
- ▶ アスベスト問題への対応について
- ▶ 訪問、アンケート調査等にご注意を！

画像をクリックすると拡大されます



新潟美咲合同庁舎
1号館完成

政策分野別情報

	暮らし 住まい / 生活環境 / 中心市街地 / 通勤混雑 バリアフリー / 気象情報 / 水利用
	活力 交通手段 / 都市機能 / 物流 / 国際競争力の強化 消費者利益 / 土地利用 / 入札・契約制度 / 建設コスト
	安全 防災 / 交通安全 / 海上の安全・治安 / テロ・有事対策
	環境 自然環境 / 地球環境問題 / リサイクル / 美しい国づくり 街並み / 水環境
	地域 観光振興 / 地域間交流・連携 / 中小都市・農山漁村 国際交流 / 北海道開発 / アイヌ文化 / 冬の生活空間
	共通 5つの目標に共通する政策課題

組織別情報

総合政策(環境問題/建設業/不動産業/バリアフリー) 国際 観光
国土計画 土地・水資源(地価公示/地籍調査/土地税制/水資源)
都市・地域整備(公園/下水道/都市計画/区画整理・再開発)
河川 道路 住宅・建築 鉄道 自動車交通
海事(海運/船舶/船員) 港湾 航空 北海道
政策統括(総合的な交通体系/テロ・有事対策/物流/政策評価/国会等移転)
官公庁施設 技術調査 地方局 船員労働委員会 気象庁
海上保安庁 海難審判庁

行政組織・制度

国土交通省のご案内
公益法人関係情報
法令等一覧
国会提出法律案
行政活動の現状
審議会・委員会等
統計情報
調査報告
白書
パブリックコメント
国土交通省における法令適用事前確認手続
国土交通省所管の申請・届出等手続の案内情報
調達情報
電子入札
予算及び決算
予算・決算・税制概要
評価等
政策評価
共通情報
大臣会見
報道発表資料
情報公開
個人情報保護

ご意見・ご要望はホットラインステーションまでお寄せください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3中央合同庁舎3号館
東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館(分館)
代表電話 03-5253-8111